

甲南女子大学大学院学則

学校法人 甲南女子学園

昭和50年3月 認可

昭和50年4月1日 施行

甲南女子大学大学院学則

第1章 総則

第1条 甲南女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、甲南女子大学の教育精神に則り、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 人文科学総合研究科
 - ア 言語・文学専攻
 - イ 心理・教育学専攻
 - ウ 社会・文化環境学専攻
- (2) 看護学研究科
 - 看護学専攻

第3条 人文科学総合研究科の課程は、博士課程とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。
- 4 前項の前期2年の課程（前期課程）は、修士課程（以下「修士課程」という。）として取り扱い、後期3年の課程を博士後期課程（以下「後期課程」という。）とする。

第3条の2 看護学研究科の課程は、博士課程とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。
- 4 前項の前期2年の課程（前期課程）は、修士課程（以下「修士課程」という。）として取り扱い、後期3年の課程を博士後期課程（以下「後期課程」という。）とする。
- 5 長期履修制度に係る標準修業年限は、修士課程で3年、後期課程で4年とする。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第4条の2 後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条 人文科学総合研究科は、言語学・文学、心理学・教育学、社会学・地域文化研究・人間環境学を基礎に、相互に連携を図り、それぞれの特定領域において優秀かつ学際性を備えた研究者の養成、高度の専門職業人及び高度の教養人の養成を目的とする。

- 2 人文科学総合研究科の専攻別の教育研究上の目的及び方針は、次のとおりとする。
 - (1) 言語・文学専攻 主として日本・イギリス・アメリカの言語・文学・文化に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。
 - (2) 心理・教育学専攻 心理学・教育学・哲学を中心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。
 - (3) 社会・文化環境学専攻 社会学及びその隣接領域・地域文化・生活環境に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

第5条の2 看護学研究科は、生命の尊厳や人権の尊重について深く理解し、地域住民の生活の質を探究する豊かな人間性と高邁な倫理観を兼ね備えた質の高い、自立（自律）した教育・研究者ならびに高度な看護実践職者を養成し、社会における保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

- 2 看護学研究科看護学専攻の教育研究上の目的及び方針は、次のとおりとする。
 - 看護教育管理学、成育看護学、臨床応用看護学、コミュニティヘルス看護学を中心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

第6条 本大学院の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学 総合研究科	言語・文学専攻	9	18	3	9
	心理・教育学専攻	13	26	3	9
	社会・文化環境学専攻	9	18	3	9
計		31	62	9	27
看護学研究科	看護学専攻	5	10	3	9
計		5	10	3	9
総計		36	72	12	36

第2章 学年、学期及び休業日

第7条 学年、学期及び休業日については、甲南女子大学学則第3章を準用する。

第3章 授業科目・単位数及び履修方法

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育研究上の特例）

第8条の2 教育上特別の必要があると認められる場合に、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9条 各研究科における専攻別の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 研究指導の内容については、各専攻において定める。

第10条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

第10条の2 各授業科目に対する単位数の計算基準、1年間の授業を行う期間及び授業の方法については、甲南女子大学学則第15条及び第15条の2を準用する。

第11条 学生は、毎学年度の初めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

第11条の2 他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位の認定及び科目等履修生については、甲南女子大学学則第18条の2、第18条の4（第18条の3第1項に規定する学修に係る定めを除く。）及び第36条から第36条の4までの規定を準用する。この場合において、第18条の2中「60単位」とあるのは「15単位」、第18条の4中「60単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。

2 前項の内、第18条の4（第18条の3第1項に規定する学修に係る定めを除く。）及び第36条から第36条の4までの規定の準用により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、15単位を限度とする。

第12条 幼稚園教諭一種免許状若しくは小学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で、幼稚園教諭専修免許状若しくは小学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者又は中学校教諭一種免許状若しくは高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状若しくは高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名		免許教科の種類	
人文科学 総合研究科	言語・文学専攻	日本語日本文学コース	中学校専修	国語
			高等学校専修	国語
		英語英米文学コース	中学校専修	英語
			高等学校専修	英語
	心理・教育学専攻	人間教育学コース	幼稚園専修	
			小学校専修	

第4章 試験、課程の修了及び学位の授与

第13条 本大学院において履修した授業科目の可否は、筆記試験又は口頭試験若しくは研究報告によって決定する。

2 単位修得の認定は、学年末に行う。

第14条 成績の評価は、A・B・C・Dの4段階とし、A・B・Cを合格、Dを不合格、Fを失格とする。

第15条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、別表第1に定める所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第15条の2 大学院は、第11条の2において読み替えて準用する甲南女子大学学則第18条の4（第18条の3第1項に規定する学修に係る定めを除く。）及び第36条から第36条の4までの規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

第16条 博士課程の修了要件は、本大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、別表第1に定める所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科委員会の議を経て学長が認めた場合に限り、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第26条第3号の規定により後期課程に入学した者の博士課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、別表第1に定める所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第17条 学位論文の審査及び最終試験は、各研究科委員会が行う。

第18条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

第19条 第15条又は第16条の課程を修了した者に対し、各研究科委員会の議を経て、学長は、修士又は博士の学位の授与について決定する。

2 前項に定める学位の種類は、次の各号に掲げる課程及び専攻毎にそれぞれ当該各号に定める学位とする。

(1) 修士課程

I 人文科学総合研究科

ア 言語・文学専攻 修士（文学）

イ 心理・教育学専攻 修士（人間科学）

ウ 社会・文化環境学専攻 修士（人間科学）

II 看護学研究科

看護学専攻 修士（看護学）

(2) 後期課程

I 人文科学総合研究科

ア 言語・文学専攻 博士（文学）

イ 心理・教育学専攻 博士（人間科学）

ウ 社会・文化環境学専攻 博士（人間科学）

II 看護学研究科

看護学専攻 博士（看護学）

第20条 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、退学等

第21条 入学の時期は、学年の初めとする。

第22条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 入学時に、日本の大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者（休学期間は除外する）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により本研究科以外の大学院に入学した者であつて、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

第23条 修士課程の入学志願者は、入学願書、出身大学長から提出する調査書及び成績証明書その他本大学院が必要とする書類を所定の期日までに提出し、第45条に規定する入学検定料を納入しなければならない。

第24条 修士課程の入学志願者に対しては、入学者選考を行う。

2 前項に規定する選考の時期及び方法は、別に定める。

第25条 入学試験に合格し、所定の期日までに第46条の2に規定する入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出した者に対しては、入学を許可する。

2 保証人については、甲南女子大学学則第25条第2項から第4項までを準用する。

3 学生が住所・氏名を変更したときは、保証人連署の上直ちに届け出なければならない。

第26条 本大学院の後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第27条 後期課程の入学志願者に対しては、入学者選考を行う。

2 前項に規定する選考の時期及び方法は、別に定める。

第28条 第23条及び第25条の規定は、前条の後期課程の入学志願者に準用する。

第29条 本大学院の各課程における在学年限は、修士課程においては4年、後期課程においては5年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、長期履修制度に係る在学年限は、5年とする。

第30条 病気その他やむを得ない事由によって長期にわたり出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を提出し、許可を得なければならない。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年間を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学の期間は、第2条第5項に規定する在学年数に算入しない。

第31条 休学者が、保証人連署の上、復学を願い出たときは、各研究科委員会の議を経て学長がその許否を決定

する。

第32条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、理由を具して保証人連署の上、退学願を提出し、許可を得なければならない。

第33条 退学した者が再入学を願い出たときは、各研究科委員会の議を経て学長がその許可を決定する。

2 再入学の時期は、学年の初めとする。

第34条 他の大学院から本大学院に転入学を志願する者に対しては、選考の上相当の年次に入学を許可することができる。

2 転入学を志願する者は、所定の書類及び所属大学の学長の承諾書その他本大学院が必要とする書類を提出しなければならない。

第35条 再入学又は転入学する者の既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、各研究科委員会の議を経て学長が決定するものとする。

第36条 外国の大学院に留学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間は、第3条第2項、第3条第4項及び第3条の2第2項に規定する修業年限に算入するものとする。

3 前項の留学期間中に修得した単位及び研究指導の認定は、各研究科委員会の議を経て学長が決定するものとする。

第37条 本大学院から他の大学院へ転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

第6章 大学院外国人留学生

第38条 外国人で、本大学院に入学しようとする者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定された外国籍を有する者は除く。

第39条 外国人留学生として本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者
- (3) その他本大学院において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

第40条 外国人留学生として本大学院の後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 外国の大学院において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 日本の大学院において、外国人留学生として修士の学位を授与された者
- (3) その他本大学院において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

第41条 外国人留学生の取扱いについては、甲南女子大学大学院外国人留学生取扱規程の定めるところによる。

第7章 賞罰

第42条 賞罰については、甲南女子大学学則第14章を準用する。

第43条 前条の規定のほか、次の各号に該当する者は、除籍する。

- (1) 第29条に規定する在学年限を超えて、なお課程修了できない者
- (2) 授業料その他の学費の納入を怠った者。ただし、学費滞納により除籍された者が復籍を願い出るときは、各研究科委員会の議を経て学長が許可することができる。

第44条 本大学院の学生に対しては、奨学金を授与することがある。

2 奨学金に関する規則は、別に定める。

第8章 学費等

第45条 入学検定料は、3万円とする。

第46条 「学費」とは、入学金、教育施設充実費をいう。

2 実験・実習に要する費用は、別にその実費を徴収することがある。

第46条の2 授業料等の学費は、別表第2に定める額とする。

2 甲南女子大学を卒業し、本大学院に入学する者の入学金は、別表第2に定める入学金の半額とする。

3 本大学院の修士課程を修了し、後期課程に入学する者については、入学金を徴収しない。

第46条の3 学費は、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、分納を希望する者は、所定の金額を前期及び後期に分け、毎年4月末日及び10月末日までに納入するものとする。

2 新入学生の入学時における学費の納入時期は、別に定める。

3 本大学院は、前2項に定める納入期日までに授業料等納付書を保証人又は学生本人のもとへ郵送する。

第46条の4 正当な理由なく前条第1項に定める納入期日までに学費を納入せず、納期後2ヵ月以内に督促してもなお学費未納の者は、除籍する。

2 学費未納のため除籍された者の最終在学日付は、既に学費を納入した学年又は学期の末日とする。

3 第1項により除籍された者が除籍後2ヵ月以内に学費を完納した場合は、復籍を認めることができる。

第46条の5 第43条第2号ただし書により復籍を願い出て許可された者は、10日以内に別表第3に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者の学費は、当該入学年次に対して定めた額とする。

第47条 休学期間中の学費は徴収しない。ただし、休学期間中の在籍料は休学期間が通年の場合は年間100,000円とし、休学期間が半期の場合は50,000円とする。

2 休学者が年度外復学した場合の学費は、当該入学年次に対して定めた額とする。

第47条の2 単位未修得等のため修了を延期された者の学費は、当該入学年次に対して定めた額とする。

第47条の3 再入学者及び転入学者の学費は、当該年度の入学金及び当該年次の授業料等の学費とする。

第48条 既に納入した学費その他の納付金は、返還しない。

第9章 特別聴講生、聴講生、研究生、委託生及び外国人特別生

第49条 特別聴講生、聴講生、研究生、委託生及び外国人特別生については、甲南女子大学学則第10章及び第13章を準用する。この場合において、第39条中「30単位以下」とあるのは、「10単位以下」と読み替えるものとする。

第10章 教員及び運営組織

第50条 本大学院担当の教員は、甲南女子大学教員の中から学長が命ずる。ただし、必要とする場合は、非常勤講師を置くことができる。

第51条 本大学院運営のために、各研究科に研究科委員会を設ける。

第52条 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第11章 研究施設

第53条 本学に心理臨床センターを置く。

2 心理臨床センターに関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日までに入学した者については、従前の規定による。

附 則

この学則（改正）は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成3年2月25日から施行する。

附 則

1 この学則（改正）は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第19条は、平成3年7月1日から適用する。

2 第45条の入学検定料は、入学試験（2月）から適用する。

附 則

この学則（改正）は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条を除き、平成5年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2については、平成7年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日までに入学した者については、改正後の第46条及び別表第2を適用せず、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1心理学専攻の科目表については、平成16年度入学者から適用し、平成16年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例とする。

附 則

この学則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日までに入学した者については、第47条を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度に入学した者については、別表第1言語・文学専攻科目表に掲げる授業科目「日本語日本文学研究ⅥA」、「日本語日本文学研究ⅥB」、「日本語日本文学演習ⅥA」及び「日本語日本文学演習ⅥB」を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日までに入学した者については、別表第1共通科目表に掲げる授業科目「死生観」を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改正）は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2については、平成29年度入学者から適用し、平成29年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年3月31日までに入学した者につい

ては、なお、従前の例による。

附 則

- この学則（改正）は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1人文科学総合研究科心理・教育学専攻科目「心理実践実習Ⅲ（臨床心理実習Ⅰ）」及び「臨床心理実習Ⅱ」については、平成30年4月1日から適用する。
- 別表第1人文科学総合研究科心理・教育学専攻科目「心理実践実習Ⅲ（臨床心理実習Ⅰ）」及び「臨床心理実習Ⅱ」を除き、平成31年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日までに入学した者については、次の表に掲げる授業科目を除き、なお、従前の例による。

（平成30年度以降に入学した者対象）

科目表	区分	科目名	単位数	内容
人文科学総合研究科 心理・教育学 専攻	修士課程 臨床心理学 コース	心理学研究法演習	2	科目追加
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	名称変更
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	名称変更
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）	2	名称変更
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	名称変更
		家族療法特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	名称変更
		医学的心理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	名称変更
		健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2	名称変更
		精神科面接演習（心理実践実習Ⅴ）	2	名称変更

附 則

この学則（改正）は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条の2を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則（改正）は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに入学した者については、なお、従前の例による。

別表第1
人文科学総合研究科 言語・文学専攻

区分	授 業 科 目		単 位		備 考	
			必修	選択		
修士課程	日本語 日本文学 コース	日本語日本文学研究ⅠA		2	メジャー・コースの研究科目及び演習科目からそれぞれ8単位以上、共通科目から4単位以上を含め32単位以上（他専攻科目から4単位までを含むことができる。）	
		日本語日本文学研究ⅠB		2		
		日本語日本文学研究ⅡA		2		
		日本語日本文学研究ⅡB		2		
		日本語日本文学研究ⅢA		2		
		日本語日本文学研究ⅢB		2		
		日本語日本文学研究ⅣA		2		
		日本語日本文学研究ⅣB		2		
		日本語日本文学研究ⅤA		2		
		日本語日本文学研究ⅤB		2		
		日本語日本文学研究ⅥA		2		
		日本語日本文学研究ⅥB		2		
		英語 英米文学 コース	英語英米文学研究ⅠA			2
			英語英米文学研究ⅠB			2
	英語英米文学研究ⅡA			2		
	英語英米文学研究ⅡB			2		
	英語英米文学研究ⅢA			2		
	英語英米文学研究ⅢB			2		
	英語英米文学研究ⅣA			2		
	英語英米文学研究ⅣB			2		
	英語英米文学研究ⅤA		2			
	英語英米文学研究ⅤB		2			
英語英米文学研究ⅥA		2				
英語英米文学研究ⅥB		2				

区分	授 業 科 目		単 位		備 考	
			必修	選択		
修士課程	演習科目	日本語日本文学コース	日本語日本文学演習ⅠA		2	
			日本語日本文学演習ⅠB		2	
			日本語日本文学演習ⅡA		2	
			日本語日本文学演習ⅡB		2	
			日本語日本文学演習ⅢA		2	
			日本語日本文学演習ⅢB		2	
			日本語日本文学演習ⅣA		2	
			日本語日本文学演習ⅣB		2	
			日本語日本文学演習ⅤA		2	
			日本語日本文学演習ⅤB		2	
			日本語日本文学演習ⅥA		2	
			日本語日本文学演習ⅥB		2	
	英語英米文学コース	英語英米文学演習ⅠA		2		
		英語英米文学演習ⅠB		2		
		英語英米文学演習ⅡA		2		
		英語英米文学演習ⅡB		2		
		英語英米文学演習ⅢA		2		
		英語英米文学演習ⅢB		2		
		英語英米文学演習ⅣA		2		
		英語英米文学演習ⅣB		2		
後期課程	日本語日本文学コース	日本語日本文学特別研究		12	メジャーコース 12単位	
	英語英米文学コース	英語英米文学特別研究		12		

人文科学総合研究科 心理・教育学専攻

区分	授 業 科 目		単 位		備 考		
			必修	選択			
修士課程	心理学総合コース	心理学研究Ⅰ		2	・心理学総合コース、人間教育学コース メジャー・コースの研究科目及び演習科目からそれぞれ8単位以上、共通科目から4単位以上を含め32単位以上（他専攻科目から4単位までを含むことができる。）		
		心理学研究Ⅱ		2			
		心理学研究Ⅲ		2			
		心理学研究Ⅳ		2			
		心理学研究Ⅴ		2			
		心理学研究Ⅵ		2			
		心理学研究Ⅶ		2			
		研究科目	人間教育学コース	ペスタロッチー教育学研究			2
				幼児教育学研究			2
				発達行動小児科学研究			2
				学校社会学研究			2
				発達・学習研究			2
				身体と認知発達研究			2
				子どもメディア学研究			2
	教育方法学研究				2		
	数理認識発達学習論研究				2		
	理科教育学研究				2		
	音楽教育学研究		2				
	社会科教育学研究		2				
	演習科目	心理学総合コース	心理学演習Ⅰ		2		
			心理学演習Ⅱ		2		
			心理学演習Ⅲ		2		
			心理学演習Ⅳ		2		
			心理学演習Ⅴ		2		
心理学演習Ⅵ				2			
人間教育学コース		ペスタロッチー教育学演習		2			
		幼児教育学演習		2			
		発達行動小児科学演習		2			
		学校社会学演習		2			
		発達・学習演習		2			
		教育心理学研究法演習		2			
子どもメディア学演習		2					
教育方法学演習		2					
数理認識発達学習論演習		2					
理科教育学演習		2					
音楽教育学演習		2					
社会科教育学演習		2					

区分	授 業 科 目		単 位		備 考	
			必修	選択		
修士課程	必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2		・臨床心理学コース 必修科目から22単位、 選択科目から6単位以上、 共通科目から4単位を含め32単位以上	
		臨床心理学特論Ⅱ	2			
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2			
		臨床心理面接特論Ⅱ	2			
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2			
		臨床心理査定演習Ⅱ	2			
		臨床心理基礎実習	2			
		心理実践実習Ⅰ	2			
		心理実践実習Ⅱ	2			
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）	2			
		心理実践実習Ⅳ（臨床心理総合演習）	2			
	選択科目	臨床心理学コース	心理学研究法特論		2	A群
			心理学研究法演習		2	
			認知心理学特論		2	B群
			学習心理学特論		2	
			発達心理学特論		2	
			人格心理学特論		2	
			言語発達心理学特論		2	C群
			社会心理学特論		2	
			犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2	
家族療法特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）				2	D群	
医学的心理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）				2		
精神分析特論				2		
健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）				2		
精神科面接演習（心理実践実習Ⅴ）				2		
障害者心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）				2	E群	
投影法特論Ⅰ				2		
投影法特論Ⅱ				2		
心理療法特論Ⅰ				2		
心理療法特論Ⅱ				2		
臨床心理実習Ⅱ		2				
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2				
後期課程	心理学総合コース	心理学特別研究		12	メジャー・コース12単位	
	臨床心理学コース	臨床心理学特別研究		12		
	人間教育学コース	人間教育学特別研究		12		

人文科学総合研究科 社会・文化環境学専攻

区分	授 業 科 目			単 位		備 考
				必修	選択	
修士課程	研究科目	現代社会コース	現代社会研究Ⅰ		2	メジャー・コースの研究科目から6単位以上及び演習科目から10単位以上（特別演習科目4単位を含む。）、共通科目から4単位以上を含め32単位以上（他専攻科目から4単位までを含むことができる。）
			現代社会研究Ⅱ		2	
			現代社会研究Ⅲ		2	
			現代社会研究Ⅳ		2	
			現代社会研究Ⅴ		2	
			現代社会研究Ⅵ		2	
		地域文化コース	地域文化研究Ⅰ		2	
			地域文化研究Ⅱ		2	
			地域文化研究Ⅲ		2	
			地域文化研究Ⅳ		2	
			地域文化研究Ⅴ		2	
			地域文化研究Ⅵ		2	
		生活環境コース	生活環境研究Ⅰ		2	
			生活環境研究Ⅱ		2	
			生活環境研究Ⅲ		2	
			生活環境研究Ⅳ		2	
			生活環境研究Ⅴ		2	
			生活環境研究Ⅵ		2	
	演習科目	現代社会コース	現代社会演習Ⅰ		2	
			現代社会演習Ⅱ		2	
			現代社会演習Ⅲ		2	
			現代社会演習Ⅳ		2	
			現代社会演習Ⅴ		2	
			現代社会演習Ⅵ		2	
現代社会特別演習Ⅰ		2				

区分	授 業 科 目		単 位		備 考			
			必修	選択				
修士課程	演習科目		現代社会特別演習Ⅱ		2			
		地域文化コース	地域文化演習Ⅰ		2			
			地域文化演習Ⅱ		2			
			地域文化演習Ⅲ		2			
			地域文化特別演習Ⅰ		2			
			地域文化特別演習Ⅱ		2			
			生活環境コース	生活環境演習Ⅰ			2	
		生活環境演習Ⅱ		2				
		生活環境演習Ⅲ		2				
		生活環境演習Ⅳ		2				
		生活環境特別演習Ⅰ		2				
		生活環境特別演習Ⅱ		2				
		後期課程	現代社会コース	現代社会特別研究			12	メジャー・コース 12単位
			地域文化コース	地域文化特別研究			12	
生活環境コース	生活環境特別研究			12				

人文科学総合研究科 共通科目

区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
修士課程	日本文化論 A		2	
	日本文化論 B		2	
	英米文化論 A		2	
	英米文化論 B		2	
	フランス文化論 A		2	
	フランス文化論 B		2	
	言語学研究 A		2	
	言語学研究 B		2	
	比較文化論 A		2	
	比較文化論 B		2	
	児童文学 A		2	
	児童文学 B		2	
	臨床心理学		2	
	カウンセリング		2	
	教育分野に関する理論と支援の展開 (学校心理学)		2	
	障害児教育		2	
	教育評価		2	
	哲学		2	
	現代社会・文化論		2	
	社会調査企画・設計演習		2	
	多変量解析法演習		2	
	質的調査法演習		2	
	バイオ・サイエンス		2	
死生観		2		

看護学研究科 看護学専攻

区分	授 業 科 目		単 位		備 考
			必修	選択	
修士課程	共通基礎科目	実践哲学	2	2	共通基礎科目から必修科目4単位を含め8単位以上 専門科目の専攻分野から「特講・演習Ⅰ・演習Ⅱ」(各2単位)及び「特別研究Ⅰ・Ⅱ」(各4単位)計14単位選択必修 合計32単位以上
		看護研究方法論		2	
		看護倫理学	2		
		理論看護学		2	
		看護教育学		2	
		看護管理学		2	
		家族看護論		1	
		保健福祉政策論		2	
		ヘルスアセスメント論		2	
	統計解析学		1		
	看護教育管理 学分野	看護教育管理学特講		2	
		看護教育管理学演習Ⅰ		2	
		看護教育管理学演習Ⅱ		2	
		看護教育管理学特別研究Ⅰ		4	
		看護教育管理学特別研究Ⅱ		4	
	成育看護学分野 専門科目	ウィメンズヘルス看護学特講		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習Ⅰ		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習Ⅱ		2	
		小児看護学特講		2	
小児看護学演習Ⅰ			2		
小児看護学演習Ⅱ			2		
リプロダクティブ・ヘルス看護学特講			2		
リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅰ			2		
リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅱ			2		
成育看護学特別研究Ⅰ			4		
成育看護学特別研究Ⅱ		4			

区分	授 業 科 目			単 位		備 考	
				必修	選択		
修士課程	臨床応用看護学分野		がん看護学特講		2		
			がん看護学演習Ⅰ		2		
			がん看護学演習Ⅱ		2		
			成人看護学特講		2		
			成人看護学演習Ⅰ		2		
			成人看護学演習Ⅱ		2		
			臨床応用看護学特別研究Ⅰ		4		
			臨床応用看護学特別研究Ⅱ		4		
		コミュニティヘルス看護学分野		老年看護学特講			2
				老年看護学演習Ⅰ			2
				老年看護学演習Ⅱ			2
				精神看護学特講			2
				精神看護学演習Ⅰ			2
				精神看護学演習Ⅱ			2
	公衆衛生看護学分野		在宅看護学特講		2		
			在宅看護学演習Ⅰ		2		
			在宅看護学演習Ⅱ		2		
			公衆衛生看護学特講		2		
			公衆衛生看護学演習Ⅰ		2		
			公衆衛生看護学演習Ⅱ		2		
後期課程	科目通		看護教育哲学		2	専門科目から12単位以上	
			看護学研究方法論		2		
	専門科目		看護教育管理学特別研究		12		
			成育看護学特別研究		12		
	臨床応用看護学特別研究		12				
	コミュニティヘルス看護学特別研究		12				

別表第2

	専攻	費目	年額	備考
人文科学総合研究科	・言語・文学専攻 ・心理・教育学専攻 (臨床心理学コースは除く。)	入学金	200,000円	
		授業料	450,000円	
		教育施設 充実費	20,000円	
	・心理・教育学専攻 臨床心理学コース	入学金	200,000円	
		授業料	500,000円	
		教育施設 充実費	20,000円	
看護学研究科	・看護学専攻	入学金	200,000円	
		授業料	400,000円	
		教育施設 充実費	100,000円	

別表第3

費目	年額	備考
復籍料	100,000円	